

税の申告受付が始まります!

詳細 市民税課 ☎ 381-1012

▼ 確定申告・住民税申告 どんな人が必要になる?

■ 確定申告が必要な方

【給与収入のある方】

- 給与の収入金額が2千万円を超える方
- 給与を1ヵ所から受けている、給与、退職金以外の所得が20万円を超える方
- 給与を1ヵ所から受けている公的年金等による収入金額が80万円（令和6年1月1日時点）で65歳以上の方は130万円）を超える方
- 2か所以上から給与を受けている方
- 給与の収入金額の合計額によつては申告不要になる場合があります

【寄附をした方】

- 定められた団体に2千円を超える寄附をして、寄附金控除を受ける方
- 6ヵ所以上の自治体にふるさと納税をした方

確定申告が必要ない方でも 税金が還付される場合があります

※1 各種控除を申告することで、納めすぎた所得税が還付される場合があります。所得税の還付を受ける方は札幌東税務署、または市民会館で申告してください。※所得税が還付されない場合でも住民税申告を行うことで住民税が減額される場合があります

- 給与の収入金額が合計400万円を超える方
- 公的年金収入が合計400万円以下で、それ以外に20万円超の所得がある方
- 公的年金収入が400万円

【公的年金収入のある方】

以下でそれ以外の所得が20万円以下の方は、確定申告が必要ですが、各種控除申告することで所得税の還付を受けられる方（※1）は確定申告が必要です

■ 住民税申告が必要な方

- 公的年金などの源泉徴収票に記載された控除内容（扶養・障害者・社会保険料・生命保険料など）の変更や各種控除の追加を行う方（控除の追加により住民税が減額になる場合があります）
- 公的年金収入が合計400万円以下で、20万円以下の公的年金以外の所得がある方
- 給与所得者で給与以外に20万円以下の所得がある方
- 所得税はかかるないが事業所得や不動産所得がある方
- 札幌東税務署では住民税申告は受け付けていません

申告の義務がない方でも 申告が必要となる場合があります

上記に該当せず、住民税（市・道民税）が非課税の方は申告の義務ありませんが、所得証明書などが必要な方は、市に課税資料がないことにより発行できない場合があるため、申告をおすすめします。

また、国民健康保険や後期高齢者医療制度などに加入されている方は、軽減判定や所得区分判定により必要となる場合があります（軽減が受けられない場合があります）。

● 国民健康保険

国保年金課 ☎ 381-1028

● 後期高齢者医療制度

医療助成課 ☎ 381-1403





▼ 申告会場や日程

申告会場					
	市民会館 21号室	大麻集会所（市大麻出張所2階）	札幌東税務署※3 (札幌市厚別区厚別東4条4丁目8番8号) ☎ 897-6111		
日程	2/8(木)～3/15(金) 閉庁日(土・日・祝日)を除く ※1	2/5(月)～2/6(火)	2/16(金)～3/15(金) 閉庁日(土・日・祝日)を除く 2/25(日)は会場を開設します		
開場	8:45	8:45	8:30		
受付時間	9:00～11:30 13:00～15:30 3/15(金)は14:30まで	9:30～11:30 13:00～15:45	9:00～16:00		
受付可能な申告の種類	住民税申告 ○	確定申告 一部※2	住民税申告 ○	確定申告 ×	住民税申告 ×
事前予約	あり(下記のとおり)		なし	あり (国税庁LINE公式アカウントから入場整理券の事前発行ができます)	

※1 混雑時は、受け付けを早めに締め切ることがあります。また、確定申告は3/15(金)までです。16(土)以降は市役所で受け付けができませんので、札幌東税務署へご相談ください

※2 給与収入、年金収入などの雑収入がある方の還付申告を受け付けます

※3 入場整理券を配布します(事前発行をしていない場合は、当日に配布します)。混雑時は、後日に来場となる場合があります。詳細は、札幌東税務署にお問い合わせください

【市民会館で受付できない確定申告】

- 住宅借入金等特別控除を受ける方
- 配当収入(株式など)申告を行う方
- 不動産貸し付けで収入のある方
- 給与収入があり特定支出控除を受ける方
- 退職金を受け取られた方
- 更正請求や修正申告を行う方
- 個人で農業や商店、飲食店、生命保険外交員などの事業を行っている方

▼ Web・電話の事前予約が便利(市民会館のみ)

市民会館で受け付け予定の確定申告・住民税申告では、一部事前予約制を導入しています。予約なしでも申告できますが、予約者が優先になります。

● 留意点

- ・夫婦など複数人で来場する場合、1人1枠ずつの予約が必要です
- ・医療費控除がある場合は事前に明細書を記載してください
- ・混雑状況によって予約した開始時刻より遅れる場合があります
- ・予約受付後に変更するときは受付期間内に連絡をお願いします
- ・予約時間までに来場されない場合はキャンセル扱いになります
- ・12月から予約を開始しています。希望の日時に沿えない場合もありますので、予約はお早めにお願いします



申告に必要なもの

□マイナンバーカード

未取得の方は通知カード※+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など
※ 通知カードは記載事項(氏名、住所など)に変更がない場合または正しく変更手続きがとられている場合に限り有効
※ 通知カードが手元にない場合は住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるもの)

□申告者名義の預貯金の口座番号(還付申告者のみ)

□令和5年1月～12月の収入金額、経費などを証明できる書類(源泉徴収票、領収書など)

● 予約枠

期間中の9:00から11:30まで、13:00から15:30までの間で30分単位。(土日祝日を除く)
※3/15(金)のみ14:30まで

● 予約方法

Web: 右下二次元コードの予約サイトから24時間受け付け

電話: 専用ダイヤルへ電話(平日8:45～17:15)

☎ 080-7686-0300 または ☎ 080-7685-8872

※電話予約は混み合うことが予想されます。つながりにくい場合は、時間をあけていただかWeb予約をご利用ください

● 受付期間

Web: 希望日の5日前まで 電話: 1/31(水)まで



□控除に関する書類

- 前年中に支払った生命保険料、地震保険料などの各種控除証明書
- 前年中に支払った国保税やその他の健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などの各種控除証明書、口座振替済通知書や領収書(国保税・介護保険料の口座振替済通知書は1月中旬頃発送予定)
- 障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
- 医療費控除の明細書 ※領収書の提出では控除を受けられません。必ず来場前に作成してください
- 寄附金の証明書

事前準備は済んでいますか

控除に関する手続き

医療費控除

令和5年1月～12月に支払った医療費などが10万円（所得200万円未満の場合は所得の5%）を超えた場合、超えた分を医療費控除として申告できます。※対象となる医療費の詳細は札幌東税務署へお問い合わせください。

なお、申告に必要な医療費控除の明細書は、必ず来場前に作成してください。領収書提出では受け付けできません。事前準備していない場合、会場で作成が必要なため時間がかかる場合があります。

※他の控除の合計額が所得金額を上回っている方は、還付される所得税額は変わりませんが、住民税額が減額になる場合があります。

【医療費は還付されません】

医療費控除は医療費が還付される制度ではなく、所得から控除して計算することで、所得税の還付や減額、住民税の減額をする制度です。

〔詳細〕市民税課 ☎ 381-1012

要介護・要支援認定を受けている方の障害者控除

基準日（令和5年12月31日時点）に、左記の要件を満たしている場合は、「障害者控除対象者認定書」を申告の際添付することで、障害者控除の対象になります。

「障害者控除対象者認定書」の発行は、市役所西棟1階介護保険課14番窓口で行っています。無料。

【要件】

- 65歳以上で要支援2または要介護1～5の認定を受けている方

〔詳細〕介護保険課審査相談係 ☎ 381-1067

空き家の譲渡所得特別控除特

別控除特例

相続した空き家や、相続した空き家を取り壊した後の土地を譲り渡した際に、確定申告で「被相続人居住用家屋等確認書」を添付することで、

空き家の譲渡所得特別控除特例の対象となり、相続した空き家や土地を譲って得た所得から3千万円まで控除される場合があります。

「被相続人居居住用家屋等確認書」は、市役所1階資産税課8番窓口で、無料で発行できます。無料。

※市民会館では申告を受け付けていません。札幌東税務署で申告してください。

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の課税方式が統一されます

〔詳細〕資産税課 ☎ 381-1404

令和6年度の個人市民税・道民税（令和5年分の所得税の確定申告）から、所得税と個人市民税・道民税（以下「住民税」）の「上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等」の課税方式を一致させる税制改正が行われました。

この改正により、確定申告した「上場株式等の配当所得

等及び譲渡所得等」は、住民税も「申告する」とこととなり、所得税と住民税でそれぞれ異なる課税方式の選択ができないとなります。

申告不要制度を選択せず、総合課税または分離課税により所得を申告すると、「合計所得金額」や「総所得金額等」に算入されます。

これにより、配偶者控除や扶養控除、非課税等の判定に影響が出る場合があります。また、所得税や住民税の算定だけでなく、国民健康保険税や介護保険料の算定などの各種行政サービスに影響する場合があります。

これらに影響まで考慮した最も有利な申告方法などは、市民税課で案内することはできません。課税方式の選択は、申告者ご自身が判断した上で手続きをお願いします。

〔詳細〕市民税課 ☎ 381-1012

不動産収入を申告する際は固定資産課税明細書のご利用を

税務署で不動産収入を申告する際は、固定資産課税明細書をご利用ください。各家屋および土地ごとの相当税額を記載した課税明細書は、昨年5月に発送した「固定資産税・都市計画税納税通知書」に添付しています。

〔詳細〕資産税課 ☎ 381-1404

年金から差し引かれている 介護保険料・後期高齢者医療保険料の記入にご注意を

「公的年金等の源泉徴収票」に記載の保険料額と昨年6月に市から送付した「保険料額決定通知書」に記載の保険料額は、積算期間がそれぞれ異なるため一致しない場合があります。申告の際は「公的年金等の源泉徴収票」に記載の保険料額を記入してください。〔詳細〕医療助成課 ☎ 381-1403



会場に行かなくても、確定申告ができます

確定申告をスマホで簡単に！

〔詳細〕市民税課 ☎ 381-1012 札幌東税務署 ☎ 897-6111

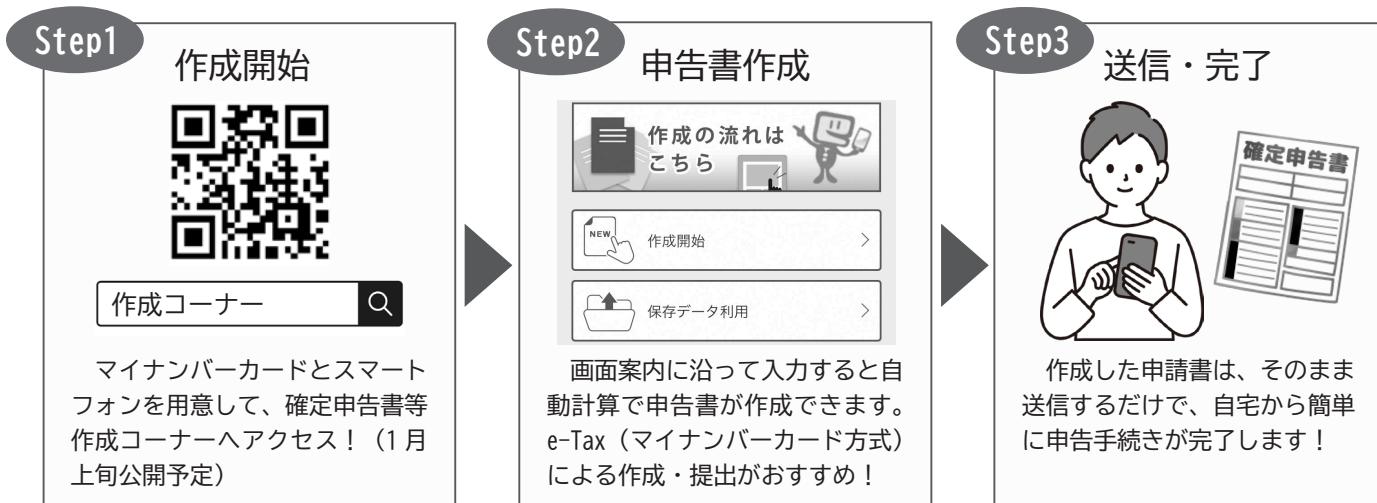
／スマホで確定申告をする（e-Tax を使う）メリットは？

- ▶ 確定申告期間は 24 時間利用可能
※メンテナンスの時間帯を除く
- ▶ 税金還付までの期間が書面提出よりも短い
【e-Tax】3 週間程度 【書面】1 カ月～1 カ月半程度
- ▶ 翌年の申告時、前年に保存したデータを利用できる

△江別市民会館および札幌東税務署の確定申告会場は、非常に混雑します

※札幌東税務署の確定申告会場への入場には、「入場整理券」（入手方法：①国税庁 LINE 公式アカウントで事前発行、②会場で当日配布）が必要となり、配布状況によって、受け付けを早めに締め切る場合があります

／手軽に簡単！スマホで申告の手順



／困った時の解決方法

▶ 動画で見る確定申告



医療費控除や住宅ローン控除、申告書の作成方法などを動画で紹介しています。

△ チャットボット



質問を入力すると、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答してくれます。

集合型スマホ教室（確定申告サポート教室）

e-Taxについての説明会の後、確定申告のサポートをします。

会場	実施日
中央公民館	1/26 (金)
野幌公民館	1/30 (火)
大麻公民館	1/31 (水)

【時間】① 9:30～12:00 ② 13:30～16:00

【定員】各回 8 名 【持ち物】マイナンバーカード（暗証番号使用）、マイナンバーカード対応のスマホ、確定申告に必要な書類一式

【対象】給与・年金収入のみの方で、スマホで確定申告したい方
※市民会館で受付できない確定申告は対象外（P7 参照）

【申込方法】北海道テレコムコンサルタント株（☎ 384-9111、384-9192）へ電話（平日 10:00～15:00）で申し込み。

〔詳細〕市民税課 ☎ 381-1012、札幌東税務署 ☎ 897-6111